

第 3 2 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 令和 3 年 3 月 9 日(火) 柏市 農業委員会 総会を 柏市 農業委員会 会長 染谷 茂が 招集した。

2 場所 柏市 別館 4 階 第 5 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した 委員は 次のとおりである。

< 農業委員 >

| | | | |
|-------|---------|-------|-----------|
| 1 番 | 坂 卷 洋 行 | 2 番 | 飯 野 文 夫 |
| 3 番 | 飯 塚 恒 男 | 4 番 | 岡 田 英 夫 |
| 5 番 | 大 宮 茂 男 | 6 番 | 染 谷 茂 |
| 7 番 | 山 崎 明 久 | 8 番 | 成 嶋 君 美 |
| 9 番 | 石 井 マサ子 | 1 0 番 | 金 子 幸 司 |
| 1 1 番 | 酒 卷 寿 雄 | 1 2 番 | 谷 田 貝 和 代 |
| 1 4 番 | 程 田 平 | 1 5 番 | 橋 本 英 介 |
| 1 6 番 | 村 越 等 | | |

1 6 名 中 1 5 名 出 席

< 農地利用最適化推進委員 >

| | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 8 番 | 砂 川 晴 彦 | 1 9 番 | 木 村 寿 |
| 2 0 番 | 欠 員 | 2 8 番 | 染 谷 茂 幸 |
| 3 0 番 | 石 井 一 美 | | |

1 5 名 中 4 名 出 席 欠 員 1 名

4 欠席した 委員は 次のとおりである。

| | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 3 番 | 遠 藤 秀 生 | 1 7 番 | 栗 原 豊 |
| 2 1 番 | 坂 卷 儀 治 | 2 2 番 | 関 根 勝 敏 |
| 2 3 番 | 浜 島 照 雄 | 2 4 番 | 小 川 克 己 |
| 2 5 番 | 富 澤 英 三 | 2 6 番 | 友 野 博 之 |
| 2 7 番 | 増 田 直 晴 | 2 9 番 | 山 野 辺 守 |
| 3 1 番 | 秋 谷 昌 治 | | |

5 出席した 事務局 職員は 次のとおりである。

次 長 寺 嶋 浩
副主幹 原 田 圭 介
副主幹 安 藤 陽 子

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第 4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 5号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画案に係る意見について（その1～その4）

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
- (5) 利用権の中途解約に係る通知の確認について
- (6) 令和2年農作業料金・農業労賃について
- (7) 生産緑地地区内における行為の制限の解除について
- (8) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

議長 ただいまより第32回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中15名、推進委員15名中4名の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは、日程 1，議事録署名委員を選任したいと思います，選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 ありがとうございます。

「議長一任」ということですが，ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、指名をいたします。

石井マサ子委員，金子幸司委員，よろしくお願いいたします。

次に，日程 2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は第 4 調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，成嶋委員長，よろしくお願いいたします。

成嶋委員長 農地第 4 調査会は，去る 2 月 26 日，3 月 5 日，令和 2 年度第 1 2 回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第 3 条 3 件，第 5 条 2 件，非農地証明 1 件，主たる従事者証明 3 件について，現地調査並びに面接調査を行いました，現地調査については，新型コロナウイルス感染抑止を目的として，会長職務代理者，事務局職員 2 名，私の計 4 名で実施しました。

次に，令和 2 年 1 1 月に開催された第 2 8 回総会の議案第 1 号から第 2 号の 1 0 件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は3ページからになります。

本件は、手賀在住の譲受人が自己所有地と一体として耕作するため、また、手賀在住の譲渡人は農業経営を縮小するため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、手賀新田の田1筆535㎡で、米の作付を行う計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は5ページからになります。

本件は、逆井在住の譲受人が自己所有地と一体として耕作するため、また、逆井在住の譲渡人は農業経営を縮小するため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、逆井の畑1筆1, 491㎡で、栗を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

2番について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 3番についてご報告します。

調査会資料は7ページからになります。

本件は、船戸在住の譲受人が自己所有地と一体として耕作するため、また、船戸在住の譲渡人は農業経営を縮小するため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、船戸の畑2筆1, 070㎡で、小麦を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許

可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

3番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

程田委員 売買価格は。

成嶋委員長 ●●です。

議長 よろしいですか。

程田委員 はい、ありがとうございます。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは，審議に入ります。

1番について，調査結果の報告を成嶋委員長，お願いいたします。

成嶋委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は9ページからになります。

本件は，使用貸借権の設定による農地造成に係る一時転用許可申請です。

申請地は，大青田の畑1筆の一部2，476.46㎡です。

市街化区域に近接し，10ha未満の区域内の農地であることから，第2種農地と判断しました。

譲受人は土地区画整理法に基づく組合で，譲渡人が花の栽培を目的とした盛土による耕作環境の改善を行うため，造成に係る一時転用を計画するに至ったものです。

計画内容は，東側接道部分に搬入口を設け，路面に合わせて平均33cmの盛土を行うものです。造成期間は1か月間で，農地復元後は温室を設置の上，カーネーション，シクラメン等を作付する予定です。

被害防除対策として，外周東側は現況地盤に擦り付け，その他隣接地から1m離して盛土を行い，法面を施工し，土砂等の崩落を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 この土というのは、どこから持ってくるの。

成嶋委員長 すぐ近くの80mぐらいのところですね。

該当地の近くで開発しているところがあってそこから運びます。

村越委員 そのあれがすぐ近くということ。

成嶋委員長 はい、そうです。

村越委員 分かりました。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は15ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う専用住宅用地への転用許可申請です。

申請地は、船戸山高野の畑2筆275㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、譲渡人である義理の父と同居していますが、子供の出産に伴い手狭となったため、譲渡人の所有する居宅の隣接地に専用住宅

を建設する計画に至ったものです。

建築内容は、木造2階建て、建築面積93.80㎡、延べ床面積165.98㎡です。

被害防除対策として、雨水は雨水浸透ますを設置し宅内処理、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理した上、既存U字溝に放流します。周囲は接道部分を除いて土留めを設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について、何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の

送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

それでは，審議に入ります。

1番について，調査結果の報告を成嶋委員長，お願いいたします。

成嶋委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は19ページからになります。

本件は，宅地へ地目変更登記を行うための農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明の申請です。

申請地は，大青田の畑1筆の一部728㎡で，現況は宅地です。

申請者は，平成19年11月，相続により所有権を取得しましたが，平成10年3月頃から宅地として使用していたとのことです。

平成12年撮影の航空写真が添付されており，農地法所定の許可を得ないまま20年以上宅地として使用されていると判断できます。

この間，農地法第51条の規定による違反転用に対する処分は受けておりませんが，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，第4調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について，何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

申請人の2人の関係は，どういう関係でしょうか。

成嶋委員長 兄弟ですね。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。
議案第3号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。
挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次の議案に入ります。
議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」
を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。
事務局、お願いします。
(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。
それでは、審議に入ります。
1番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 1番についてご報告します。
調査会資料は21ページからになります。
本件は、富里在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための農業の主たる従事者証明の申請です。
申請地は、富里の畑4筆2, 451.57㎡です。
申請理由は、令和元年12月、農業経営に欠くことのできない申出者の父親が亡くなり、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくこと

が困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 村越です。

この人は、このほかにまだ農地はあるんですか。

成嶋委員長 あります。

染谷茂幸副委員長 あと田んぼも●●ぐらい残っている。

議長 よろしいですか。

村越委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は23ページからになります。

本件は、逆井在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための農業の主たる従事者証明の申

請です。

申請地は、逆井の畑 2 筆 4 8 5 m²です。

申請理由は、令和 3 年 1 月、農業経営に欠くことのできない申出者の父親の運動機能等の低下により、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第 4 調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2 番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、2 番を承認いたします。次の審議に入ります。

3 番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 3 番についてご報告します。

調査会資料は 2 5 ページからになります。

本件は、豊四季在住の方が、生産緑地法第 1 0 条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、豊四季の畑 3 筆 2, 3 7 7 m²です。

申請理由は、令和 2 年 8 月、農業経営に欠くことのできない申出者の父親が亡くなり、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第 4 調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について、何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第5号「農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画案に係る意見について(その1～その4)」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第5号(その1)及び(その2)につきましては、私、染谷が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、議長を飯野職代と代わります。

それでは退席いたします。よろしく願いいたします。

(染谷茂会長が退席)

飯野職務代理者 それでは、議案第5号(その1)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課，お願いします。

農政課 それでは，ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は，船戸に在住の農業者が大青田の畑2筆，合計面積3，810㎡に新規で賃貸借権を設定するもので，設定期間は5年です。

なお，以上の計画要請の内容は，経営面積，従事日数など，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

飯野職務代理者 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

飯野職務代理者 「なし」という声がございましたので，承認いたします。

議案第5号(その1)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

飯野職務代理者 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

次に，議案第5号(その2)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課，お願いします。

農政課 それでは，ご説明させていただきます。

配分計画のみの案件です。

計画番号配1は農地中間管理事業の案件で，平成30年10月19

日付で農用地利用集積計画が公告されており，既に千葉県園芸協会へ貸付け済みです。

今回は，配分計画である千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける借受者の変更があったため，意見照会するものです。

千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は，船戸に所在する農地所有適格者法人で，新利根の田1筆，面積3,068㎡に賃借権を設定するもので，設定期間は残存期間の約8年です。

なお，以上の計画要請の内容は，経営面積・従事日数など，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

飯野職務代理者 ありがとうございます。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

飯野職務代理者 「なし」という声がございましたので，承認いたします。

議案第5号(その2)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

飯野職務代理者 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

染谷茂会長の除斥を解除いたします。

ここで議長を交代いたします。

(染谷茂会長が着席)

議長 次の審議に入ります。

議案第5号(その3)につきましては，橋本委員が農業委員会等に

関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(橋本委員が退席)

議長 それでは、議案第5号(その3)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

計画番号第2番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、染井入新田に所在する農地所有適格法人が泉村新田の田2筆、合計面積4,721㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第5号(その3)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

橋本委員の除斥を解除いたします。

(橋本委員が着席)

議長 次に、議案第5号(その4)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第3番は、大青田に在住の農業者が新利根の田3筆、合計面積7,101㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第4番から第5番は、塚崎に在住の農業者が弁天下の田4筆、合計面積1万3,111㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年または8年10か月です。

計画番号第6番は、布施に在住の農業者が布施の畑3筆、弁天下の田4筆、合計面積6,975㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第7番は、高柳新田に在住の農業者が高柳の畑2筆、合計面積4,493㎡に新規または継続で賃貸借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第8番は、千葉市に所在する一般法人が箕輪の畑1筆、面積2,181㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は3年です。

計画番号第9番から第11番は、鷲野谷に在住の農業者が泉村新田の畑1筆、鷲野谷の畑2筆、合計面積3,096㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

続きまして、配分計画のみの案件です。

計画番号配2は農地中間管理事業の案件で、平成30年10月19日付で農用地利用集積計画が公告されており、既に千葉県園芸協会へ貸付け済みです。

今回は、配分計画である千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける

借受者の変更があったため、意見照会をするものです。

千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、大青田に在住する農業者で、新利根の田1筆、面積3,126㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は残存期間の約8年です。

続きまして、所有権移転の案件です。

計画番号第1番は、高柳に在住の農業者が若白毛の畑1筆、面積882㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 村越です。

さっきも配分計画の変更があったんですけれども、これ、どういうことですか。

農政課 説明させていただきます。

議案第5号その2で説明した借受者と議案第5号その4で説明した借受者が中間管理機構を通じて、借受農地の交換を行うものです。

村越委員 中間管理機構で。

農政課 そうですね、中間管理機構を通して交換させていただいたということです。

村越委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。
議案第5号（その4）を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 ありがとうございます。
挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
それでは、議案第5号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。
ご苦労様でした。

（農政課職員退席）

議長 以上をもちまして、本日の議案審議は全部終了いたしました。
次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。
事務局、お願いします。
（議長の指名で事務局が報告事項について説明）

議長 ありがとうございます。
いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

議長 4月の予定を申し上げます。
5日月曜日、6日火曜日が調査会で、5日は午前9時から、6日は午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は、農地第1調査会です。9日金曜日が総会で、午後2時から別館第5会議室でございます。
慎重審議ありがとうございました。
以上をもちまして、第32回柏市農業委員会総会を閉会いたします。
（午後2時50分閉会）